

政策評価の結果の政策への反映状況
(令和7年度)

令和8年6月
文部科学省

文部科学省の政策評価の結果の政策への反映状況（事前評価・事後評価）
 (事前評価)

(単位：件)

	研究開発	公共事業	政府開発 援助	規制	租税特別 措置等	一般分野	計
評価実施件数	7	0	0	9	2	0	18
予算要求への反映	6	0	0	0	0	0	6
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	0	0	1

(事後評価)

(単位：件)

	実施中の政策（未着手・未了を除く。）			未着手・ 未了の事 業等（公 共事業、 政府開発 援助等）	小計	完了後・ 終了時の 事業等 （研究開 発、公共 事業等）	合計
	一般分野	規制	租税特別 措置等				
評価実施件数	4	1	0	0	5	0	5
施策・事業の改善等を実施	4	0	0	0	4	/	
施策・事業の改善	4	0	0	0	4		
施策・事業の一部の廃止、 休止又は中止	0	0	0	0	0		
施策・事業の廃止、休止又 は中止	0	0	0	0	0		
これまでの取組を継続	0	1	0	0	1		
予算要求への反映	4	0	0	0	4		
機構・定員要求への反映	1	0	0	0	1		

- (注) 1 事前評価については、評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算要求等に反映することとしている。
 2 「事後評価」の「評価実施件数」は、「施策・事業の改善等を実施」及び「これまでの取組を継続」を合計した数である。
 3 「施策・事業の改善等を実施」の件数は、「施策・事業の改善」、「施策・事業の一部の廃止、休止又は中止」及び「施策・事業の廃止、休止又は中止」を合計した数である。
 4 「事前評価」及び「事後評価」の「予算要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 5 「事前評価」及び「事後評価」の「機構・定員要求への反映」の件数は、「評価実施件数」の内数である。
 6 各評価対象政策の評価結果及びこれらの政策への反映状況については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/main_content/001055726.pdf) 参照

文部科学省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 研究開発を対象として評価を実施した政策

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kenkyu/mext.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	次世代医療実現バイオバンク利活用プログラム（令和7年8月29日公表）	<p><予算要求></p> <p>ゲノム・オミックス情報や臨床情報等の充実したバイオバンク・コホート基盤の整備・利活用を推進し、それらの試料・情報を用いた研究開発をすることで、革新的な創薬をはじめとした次世代医療の実現を目指すため、令和8年度概算要求（9,334,177千円）を行った（令和7年度補正予算額：4,334,654千円、令和8年度予算案額：4,146,726千円）。</p>
2	ライフ分野のAI for Scienceのユースケース創出にむけた研究拠点強化（仮称）（令和7年8月29日公表）	<p><予算要求></p> <p>最先端の計算基盤や多くの良質のデータを有する等の我が国の強みを生かして、研究機関・研究機器・データの連携・共用を強化するとともに、ライフサイエンス分野の生成AI開発にむけた研究拠点を構築し、オールジャパンの体制のもとで、ライフサイエンスのマルチモーダル基盤モデルの開発とユースケース創出や人材育成を目指すため、令和8年度概算要求（1,061,123千円）を行った（令和7年度補正予算額：37,000,000千円）。</p> <p>※AI for Scienceによる科学技術革新プログラムにおいてライフサイエンス分野以外の取組を含めた支援に係る費用を措置。</p> <p><機構・定員要求></p> <p>ライフ分野のAI for Scienceのユースケース創出にむけた研究拠点強化の体制整備をするため、令和8年度機構・定員要求（定員2名）を行った（令和8年度：定員1名増）。</p>
3	感染症有事に備えた治療薬・診断薬の世界トップレベル研究開発拠点の形成（仮称）（令和7年8月29日公表）	<p><予算要求></p> <p>健康・医療戦略において指摘されている治療薬・診断薬の研究開発への支援体制が不十分であることを踏まえ、感染症有事に必要な治療薬・診断薬の研究開発及びその体制整備を行うため、令和8年度概算要求（1,629,420千円）を行った（令和7年度補正予算額：6,982,895千円）。</p>
4	DX/GX両立に向けたパワーエレクトロニクス次世代化加速事業（令和7年8月29日公表）	<p><予算要求></p> <p>電力変換・制御技術であるパワーエレクトロニクスの次世代化加速による社会全体の省エネ化を促し、喫緊の課題であ</p>

		るDXとGXが両立した社会の実現に貢献するため、令和8年度概算要求(1,356,698千円)を行った(令和8年度予算案額:1,054,887千円)。
5	情報科学を活用した地震活動・地震動評価技術の高度化(令和7年8月29日公表)	<p><予算要求></p> <p>これまでの地震調査研究により収集された高信頼度の地震関連データ群を、大規模言語モデルや深層学習等の最先端の情報科学を活用した効率的かつ融合的な解析を行うことで、地震調査研究推進本部(地震本部)における地震活動・地震動評価の高精度化・迅速化を実現し、防災・減災を強力に推進することを目指すとともに、開発した解析モデルの公的機関や民間企業への展開等、社会還元・社会実装に向けた取組を進めることで、「人命の保護、発災時の被害最小化、経済社会の維持、迅速な復旧・復興」という国土強靱化基本計画の基本目標の達成も目指すため、令和8年度概算要求(287,368千円)を行った(令和8年度予算案額:181,628千円)。</p>
6	火山ハザード対策に向けた研究・人材育成プロジェクト(令和7年8月29日公表)	<p><予算要求></p> <p>火山活動状況に応じた火山ハザード対策に向けた研究開発と、そのための専門性と学際性を兼ね備えた高度な火山研究者を確保するための人材育成を実施することにより、火山本部におけるより効果的な活動火山対策への貢献を実現し、我が国の火山防災・減災を強力に推進することを目指すとともに、火山ハザード対策に資する対策支援技術の社会実装に向けた取組を進めることで、「人命の保護、発災時の被害最小化、経済社会の維持、迅速な復旧・復興」という国土強靱化基本計画の基本目標の達成も目指すため、令和8年度概算要求(884,484千円)を行った(令和8年度予算案額:535,553千円)。</p>
7	AI for Scienceによる科学研究革新プログラム(令和8年3月16日公表)	<p><事業内容の変更等></p> <p>AIの利活用を前提とした研究環境を構築し、AIを科学研究に組み込み、研究の生産性・効率性を向上させ研究者の創造性を最大化すべく、AI for Scienceの波及・振興を促進するとともに、知の生産性の圧倒的向上を図るべく科学研究の破壊的革新をもたらし、世界に先駆けた科学成果を創出する先導的・先駆的研究を推進するため、令和7年度補正予算(37,000,000千円)を計上し、AIの研究開発及び利用に伴う倫理面での課題等についても留意して推進することとした。</p>

表2 規制を対象として評価を実施した政策

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/mext.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	専攻科を設置し、又は廃止しようとする専修学校に対する届出の義務化（令和7年4月25日公表）	<p><制度改正></p> <p>令和6年6月に公布された「学校教育法の一部を改正する法律（令和6年法律第50号）」により、学校教育法（昭和22年法律第26号）が改正され、特定専門課程（修行年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程）を置く専修学校には専攻科を置くことができることとなった。専攻科の設置に当たっては、専修学校の教育の質の保証につなげるため、所轄庁である都道府県が、各専修学校において、学校教育法に基づく適正な運営がなされているかを確認する必要がある。</p> <p>本制度改正は、専修学校が専修学校の専攻科を設置し、又は廃止する時には、所轄庁に対して届出をすることを課すものである。</p> <p>本政策を盛り込んだ「学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」を閣議決定した（令和7年7月閣議決定）。</p>
2	私立大学等の収容定員に係る学則変更手続の一部弾力化（令和7年11月13日公表）	<p><制度改正></p> <p>令和7年2月21日付け中央教育審議会答申「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」において、高等教育機関全体の規模の適正化の推進を図る方策として、縮小も含めた計画的な定員管理が可能となるよう、「一定の条件を満たす場合に一時的に減少させた定員を一部又は全部戻すことを容易にする仕組みの創設等、収容定員の引下げに対する大学等の忌避感の緩和のための仕組みを構築する」ことが示されている。</p> <p>本制度改正は、私立大学等が適正な収容定員への見直しを計画的に行うことができるよう、一定の条件を満たす収容定員の総数の増加を伴う学則の変更について、認可事項から届出事項に改めるものである。</p> <p>本政策を盛り込んだ「学校教育法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定した（令和8年1月閣議決定）。</p>
3	収入要件の撤廃に伴う届出の廃止（令和8年2月26日公表）	<p><制度改正></p> <p>我が国の社会経済構造は困難な局面を迎えることが予想される中、社会全体で高校教育費を負担し、生徒一人一人の個性や可能性を最大限に伸ばす教育を選択できる環境を実現することにより、将来、我が国社会を担う人材を育成・輩出することが社会的要請となっている。その中で、経済的事情はもとより、公立・私立の別に関わりなく、生徒一人一人の個性や可能性を最大限に伸ばす教育を選択できる環境を整えることが求められている。いわゆる「高校無償化」に関して、「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」（令和7</p>

		<p>年2月25日)などを踏まえ、就学支援金の受給資格について保護者等の収入要件が撤廃されれば、就学支援金の受給資格の確認に当たり、保護者等の収入の状況を確認する手続きは不要となる。</p> <p>本制度改正は、就学支援金の支給に当たり、保護者等の収入の状況の確認を求めないこととするため、収入の状況を確認するために高等学校の生徒等に課されていた保護者等の収入状況に関する届出の義務付けを廃止するものである。</p> <p>本政策を盛り込んだ「高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律案」を第221回特別国会に提出した(令和8年2月提出)。</p>
4	<p>伝統的建造物群保存地区の現状変更の規制の緩和(令和8年3月9日公表)</p>	<p><制度改正></p> <p>文化財保護法施行令第4条第2項において、伝統的建造物群保存地区内における建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転又は除却等は、あらかじめ、市町村の教育委員会の許可を受けなければならないとしている。</p> <p>他方、市町村の教育委員会の条例や申請書の提出時期によって変動はあるが、1か月から1年以上かかるケースも存在するため、例えば認定電気通信事業の用に供する線路若しくは空中線系(その支持物を含む。)の設置又は管理等については、その公益性等に鑑みて、あらかじめ、市町村の教育委員会にその旨を通知することで、当該許可を受けることを要しないものとし、当該事業の円滑な実施を可能としている。これは、鉄塔等提供事業についても同様であるため、その円滑な実施に向けた措置が必要となる。</p> <p>本制度改正は、認定鉄塔等提供事業者が認定鉄塔等提供事業の用に供する鉄塔等の設置又は管理に係る行為について、あらかじめ、市町村の教育委員会にその旨を通知することで、許可を受けることを要しないこととするものである。</p> <p>本政策を盛り込んだ「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」を閣議決定した(令和8年5月閣議決定)。</p>
5	<p>教科用図書の使用義務及び採択の一部見直し(2件)(令和8年3月26日公表)</p>	<p><制度改正></p> <p>学校において使用義務がある教科書の媒体は紙の図書である必要があり、紙の教科書の内容をそのままPC・タブレット等に表示した教科書代替教材がある場合には、教科書に変えて使用できるとされている。紙の教科書の内容をそのままPC・タブレット等に表示する教科書代替教材では、動画やシミュレーション、デジタルならではの表示等により、児童生徒が教科書の内容を理解しやすくしたり、意</p>

		<p>欲を喚起したりするなど、デジタルの特性を十分に活用することが困難である。</p> <p>本制度改正は、小学校、中学校、高等学校等において使用義務がある教科書について、媒体が紙に限られているところ、紙媒体に加えてデジタルな形態を含む教科書も使用及び採択を可能とするものである。</p> <p>本政策を盛り込んだ「学校教育法等の一部を改正する法律案」を第221回特別国会に提出した（令和8年4月提出）。</p>
6	<p>教科書発行者の発行義務及び文部科学省著作教科書の発行に係る事前審査の拡充（2件）（令和8年3月26日公表）</p>	<p><制度改正></p> <p>学校において使用義務がある教科書の媒体は紙の図書である必要があり、デジタルな形態での発行ができないが、動画やシミュレーション、デジタルならではの表示等により、児童生徒が教科書の内容を理解しやすくなり、意欲を喚起したりするなど、デジタルの特性を十分に活用した教科書の発行を可能とする必要がある。紙の教科書の発行については、教科書発行者の発行義務を学校に届けるまでとしているが、デジタルな形態を含む教科書の発行については、児童生徒の手元に配布することでは完了せず、児童生徒が使用する一定期間にわたって配信等の供給が行われる必要がある。</p> <p>本制度改正は、以下の2件である。</p> <p>（教科書発行者の発行義務）</p> <p>本制度改正は、教科書発行者に対し、供給の方法ごとに供給のために必要な行為として文部科学省が定める行為が完了するまで発行の責任を負わせることとするものである。</p> <p>（文部科学省著作教科書の発行に係る事前審査）</p> <p>本制度改正は、デジタルな形態を含む文部科学省著作教科書の出版権を取得するための競争に参加しようとする者について、児童生徒が教科書を使用できる必要がある期間を通じて教科書を製造供給するに足りる事業能力及び信用状態を有するかどうかを審査することとするものである。</p> <p>本政策を盛り込んだ「学校教育法等の一部を改正する法律案」を第221回特別国会に提出した（令和8年4月提出）。</p>
7	<p>二次使用料を受ける権利の行使に係る指定団体制度の創設（令和8年3月31日公表）</p>	<p><制度改正></p> <p>我が国では、「レコード演奏・伝達権」が設けられておらず、公の場で商業用レコードを利用（再生又は伝達）する場合に、実演家等への対価の還元は行われていないところ、アーティスト・音楽の海外展開等を図る観点から、「レコード演奏・伝達権」の創設が求められている。</p> <p>本制度改正は、「レコード演奏・伝達権」の創設に関連して、その権利の処理に係るコストを低減するため、国内において実演を業とする者又は商業用レコードの製作を業とす</p>

	<p>る者の相当数を構成員とする団体で文化庁長官が指定するものがあるときは、当該指定団体を通じてその権利を行使することとするものである。</p> <p>本政策を盛り込んだ「著作権法の一部を改正する法律案」を第221回特別国会に提出した（令和8年5月提出）。</p>
--	--

表3 租税特別措置等を対象として評価を実施した政策

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/sotoku/mext.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	地元企業の地域学校協働活動への参加促進に向けた法人税の税額控除の創設（令和7年8月29日公表）	<p><税制改正要望></p> <p>企業による学校の教育活動や学校運営への貢献を促進するため、地元の学校における教育活動へ参画し、地域人材の育成、学校運営上の課題解決等に貢献する地元企業について、当該企業が支出した貢献に係る費用の一定割合を当該企業の法人税額から控除することを内容とする、令和8年度改正要望を行った（令和8年度税制改正の大綱において、措置されなかった）。</p>
2	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長（令和7年9月10日公表）	<p><税制改正要望></p> <p>政策評価結果を踏まえ、試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長について、令和8年度改正要望を行った（令和8年度税制改正の大綱において、要件等を見直した上で措置された）。</p>

（事後評価）

表4 一般分野の政策を対象として評価を実施した政策（実績評価方式）（令和8年3月31日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/mext_r01.html) 参照

No.	政策の名称	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	<p>【政策目標 11 施策目標 11-1】</p> <p>東京大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の実現</p>	改善等	<p><予算要求></p> <p>共生社会や多様な主体によるスポーツ参画の実現に向けて、主なものとして、以下の事業に係る令和8年度概算要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Sport in Life 推進プロジェクト 令和8年度概算要求額：309,783千円 (令和8年度予算案額：273,184千円) ・ 運動・スポーツ習慣化促進事業 令和8年度概算要求額：195,519千円 (令和8年度予算案額：178,135千円) ・ 部活動の地域展開等推進事業 令和8年度概算要求額：3,392,112千円＋事項要求

			<p>(令和8年度予算案額：4,683,508千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和の日本型学校体育構築支援事業等 令和8年度概算要求額：429,358千円 (令和8年度予算案額：428,881千円) ・ 大学スポーツ総合支援事業 令和8年度概算要求額：219,780千円 (令和8年度予算案額：118,450千円) ・ パラスポーツ推進プロジェクト 令和8年度概算要求額：290,339千円 (令和8年度予算案額：237,049千円) ・ 日本パラスポーツ協会補助(競技力向上関係を除く) 令和8年度概算要求額：251,686千円 (令和8年度予算案額：250,686千円) ・ 全国障害者スポーツ大会開催事業 令和8年度概算要求額：85,000千円 (令和8年度予算案額：85,000千円) ・ 体育・スポーツ施設整備(学校施設環境改善交付金等) 令和8年度概算要求額：5,060,000千円 (令和8年度予算案額：2,817,891千円) <p><機構・定員要求></p> <p>部活動の地域展開に取り組む体制を強化するため、令和8年度機構・定員要求(定員3名)を行った(令和8年度：定員1名増)。</p> <p><改善等></p> <p>共生社会や多様な主体によるスポーツ参画の実現に向けて、主な方向性として、以下の内容に取り組むこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 目的を持った運動・スポーツの推進による国民のライフパフォーマンスの向上や、働く世代や女性のスポーツ実施促進に向けた環境整備等に取り組む。 ・ スポーツを通じた共生社会の実現に向けて、2025年デフリンピック 東京大会、2026年アジアパラ大会等を契機にパラスポーツの推進を行うとともに、女性をはじめ多様な主体のスポーツへの参画を促進する。 ・ 運動部活動改革について、改革途上にある地方公共団体等も多いため、部活動改革に関する新たなガイドライン(令和7年12月)を踏まえ、令和8年度からの「改革実行期間」において、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進する。 ・ スポーツをする場づくりとスポーツに関する人材育成を通じて地域スポーツ実施環境を整備する。
--	--	--	---

2	<p>【政策目標 11 施策目標 11-2】 東京大会のレガシーを継承した持続可能な競技力向上体制の構築</p>	改善等	<p><予算要求></p> <p>東京大会のレガシーを継承した持続可能な競技力向上体制の構築に向けて、主なものとして、以下の事業に係る令和8年度概算要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 競技力向上事業 令和8年度概算要求額：11,101,225千円 (令和8年度予算案額：10,500,772千円) ・ ハイパフォーマンス・サポート事業 令和8年度概算要求額：1,530,074千円 (令和8年度予算案額：1,239,477千円) ・ 先端技術を活用したH P S C基盤強化事業 令和8年度概算要求額：632,712千円 (令和8年度予算案額：518,280千円) ・ パラアスリートの医・科学支援強化事業 令和8年度概算要求額：105,400千円 (令和8年度予算案額：49,600千円) ・ 女性アスリートの育成・支援プロジェクト 令和8年度概算要求額：160,015千円 (令和8年度予算案額：127,250千円) ・ 地域のスポーツ医・科学支援調査事業 令和8年度概算要求額：150,000千円 (令和8年度予算案額：25,000千円) ・ 国民スポーツ大会開催事業 令和8年度概算要求額：481,807千円 (令和8年度予算案額：481,807千円) ・ 国際競技大会を契機としたスポーツ振興・研修派遣プログラム 令和8年度概算要求額：343,668千円 (令和7年度補正予算額：13,648,367千円) ※大会開催関連支援に係る経費も含めて措置 ・ スポーツ国際展開基盤形成事業 令和8年度概算要求額：385,160千円 (令和8年度予算案額：192,307千円) ・ ドーピング防止活動推進事業 令和8年度概算要求額：368,565千円 (令和8年度予算案額：368,565千円) <p><改善等></p> <p>東京大会のレガシーを継承した持続可能な競技力向上体制の構築に向けて、主な方向性として、以下の内容に取り組むこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な国際競技力向上プラン（令和7年3月改定
---	--	-----	--

			<p>版)を踏まえ、アスリート・センタードの視点から、スポーツ庁、日本スポーツ振興センター(JSC)、統括団体の役割分担と連携を通じ、一体的な取組によりアスリートの支援組織間・活動拠点間でシームレスにサポートを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ・フォー・トゥモローコンソーシアム会員が実施する事業数は順調に増加しており、今後は、これまでに把握したニーズに対応した取組の推進及び成果の創出・可視化に取り組む。 ・ 2026年愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会をはじめとして毎年日本で開催される大規模国際大会が続くところ、円滑な開催に向けた支援・協力を実施する。 ・ ドーピング防止活動においては引き続き国内外における連携を推進する。
3	<p>【政策目標 11 施策目標 11-3】 スポーツDXの推進、スポーツ団体の組織基盤の強化</p>	改善等	<p><予算要求> デジタル技術の活用によるスポーツ実施の在り方の拡大や新たなビジネスモデルの創出等に向けて、主なものとして、以下の事業に係る令和8年度概算要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先端技術を活用したHPSC基盤強化事業 令和8年度概算要求額：632,712千円 (令和8年度予算案額：518,280千円) ・ スポーツ産業の成長促進事業(スポーツ×テクノロジー活用展開事業) 令和8年度概算要求額：120,000千円 (令和8年度予算案額：60,000千円) ・ スポーツ・インテグリティ推進事業 令和8年度概算要求額：97,560千円 (令和8年度予算案額：47,100千円) ・ 競技団体の組織基盤強化支援事業 令和8年度概算要求額：70,690千円 (令和8年度予算案額：70,690千円) <p><改善等> デジタル技術の活用によるスポーツ実施の在り方の拡大や新たなビジネスモデルの創出等に向けて、主な方向性として、以下の内容に取り組むこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材や資金不足等の課題を踏まえ、デジタル技術の活用基盤の充実等による既存ビジネスの価値向上に取り組む。 ・ 特定の競技に特化して行われる研究の成果は、当該競技団体に活用されているが、その成果の他競技への横展開が課題であるため、システム・アプリの横展開等、

			<p>スポーツ団体以外にも裨益する取組を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガバナンスコードの趣旨を踏まえたスポーツ団体の実効的な取組を推進する。 ・ 各種事故防止に関する周知を徹底する。 ・ 公認スポーツ指導者養成数は順調に増加しており、引き続き指導者養成の支援を継続する。 ・ 誹謗中傷対策では、専門家等と連携した個別事案の伴走支援等を実施する。 ・ アスリートが違法・不法行為等の脅威にさらされない競技環境を確保する。 ・ 運動・スポーツ中の安全確保について各種事故防止の周知や研修実施、包括的に取り組むべき情報の整理等を通じて対策の普及を推進する。
4	<p>【政策目標 11 施策目標 11-4】 スポーツを通じた社会課題の解決</p>	改善等	<p><予算要求></p> <p>スポーツを活用した地域社会・経済の活力創出の強化に向けて、主なものとして、以下の事業に係る令和8年度概算要求を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツ産業の成長促進事業 令和8年度概算要求額：569,401千円 (令和8年度予算案額：442,589千円) ・ スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業 令和8年度概算要求額：200,000千円 (令和8年度予算案額：150,025千円) ・ スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業 令和8年度概算要求額：157,120千円 (令和8年度予算案額：126,332千円) <p><改善等></p> <p>スポーツを活用した地域社会・経済の活力創出の強化に向けて、主な方向性として、以下の内容に取り組むこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツコンプレックス、スポーツホスピタリティ、スポーツツーリズム、スポーツ大会開催などの施策を各地域において一体的に活用しながら、地域や経済の活性化を目指す。 ・ スタジアム・アリーナの整備については、目標に比して順調に進んできているが、官民連携し一層まちづくりとして取り組んでいくことが重要であるため、ビジネスモデルの創出支援や好事例の横展開による他産業との連携、成果の創出を目指す。 ・ スポーツ・健康まちづくりの機運の更なる向上、人材の

			<p>確保や財政基盤の確立を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本ならではのスポーツツーリズムコンテンツの創出とプロモーションによる認知拡大を推進する。
--	--	--	--

表5 規制を対象として評価を実施した政策（令和8年3月26日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/mext.html) 参照

No.	政策の名称	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	法科大学院の収容定員に係る学則変更の認可事項化	継続	<p><継続></p> <p>本規制導入前と比較して、社会経済情勢等の変化による影響等としてコロナ禍があるが、コロナ禍を経ても法科大学院志願者数が回復基調にある中、当該規制の必要性に変化はなく、副次的な影響及び波及的な影響も見られない。また、本規制により行政費用が発生した場合もあると考えられるものの、法科大学院における法曹の需要の動向等を踏まえた適正な定員規模の管理は引き続き必要であり、より多くの有為な人材が、安心して法科大学院に進学し法曹を目指すことが可能となるなどの効果が引き続き期待できる。</p> <p>このため、本規制を継続することとした。</p>